

『和歌山県こどもの読書活動推進計画（第五次）』

令和6年 月
和歌山県教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 本推進計画策定に当たって	2
1 第四次推進計画期間における成果と課題	2
（1）家庭におけるこどもの読書活動の推進	2
（2）地域におけるこどもの読書活動の推進	3
① 県立図書館における取組	3
ア 読書活動における情報提供	3
イ 市町村立図書館（室）や関係機関・団体との連携・協力	4
ウ 学校図書館との連携・協力	5
エ 資料及びバリアフリーサービスの充実	5
オ 児童生徒へのサービスの充実	6
カ 図書館評価の実施	7
② 市町村立図書館（室）における取組	7
（3）学校等におけるこどもの読書活動の推進	8
① 幼稚園・保育所・認定こども園等	8
② 小・中・高等学校・特別支援学校等	8
ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	8
イ 障害のあるこどもの読書活動の推進	10
ウ 家庭・地域の連携による読書活動の推進	10
エ 学校図書館の機能強化に向けた研修会の充実	11
オ 学校図書館の資料及び設備の整備・充実	12
カ 学校図書館の人的配置の推進	13
（4）県民の読書活動に対する支援	14
（5）啓発・広報等の推進	14
2 第四次推進計画における数値目標	15
第2章 基本方針及び推進体制	17
1 基本方針	17
（1）多様なこどものニーズに対応した取組の推進	17
（2）こどもが読書に親しむための環境の充実	17
（3）こどもの読書に関わる人の育成	17
（4）こどもの読書環境のデジタル化推進	18
2 推進体制	18
（1）県における取組	18
（2）市町村との連携・協力	18

(3) 民間団体との連携・協力	19
3 数値目標	19

第3章 こどもの読書活動推進のための方策 20

1 家庭におけるこどもの読書活動の推進 20

(1) 家庭の役割	20
(2) 家庭における読書を支援する取組	20

2 地域におけるこどもの読書活動の推進 20

(1) 公立図書館（室）の役割	20
(2) 県立図書館における取組	21
① 読書活動に関する情報提供やインターネットサービスの充実	21
② 優良な図書の普及	21
③ 市町村立図書館（室）や関係機関・団体との連携・協力	22
ア 市町村立図書館（室）への支援	22
イ 図書館相互や関係機関・団体等との連携・協力	22
④ 学校図書館との連携・協力	22
⑤ 県立図書館の資料の充実	22
⑥ 児童生徒へのサービスの充実	23
⑦ バリアフリーサービスの充実	23
⑧ 図書館評価の実施	24
(3) 市町村立図書館（室）における取組	24

3 学校等におけるこどもの読書活動の推進 25

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等	25
① 園（所）の役割	25
② 園（所）における取組	25
ア 絵本や物語に親しむ活動の充実	25
イ 保護者への啓発	25
(2) 小・中・高等学校・特別支援学校等	25
① 小・中・高等学校・特別支援学校等の役割	25
② 小・中・高等学校・特別支援学校等における取組	26
ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	26
イ ふるさと教育を通じた読書活動の推進	27
ウ 障害のあるこどもの読書活動の推進	27
エ 家庭・地域との連携による読書活動の推進	28
オ 異年齢交流	28
(3) 学校図書館の機能強化	28
① 学校図書館資料等の整備・充実	30

ア	学校図書館資料の整備・充実	30
イ	学校図書館の環境の整備	30
ウ	学校図書館のデジタル化の推進	31
②	学校図書館の人的配置の促進	31
4	民間団体の活動に対する支援	32
(1)	民間団体の役割	32
(2)	民間団体の活動に対する支援	32

取組事例

【市町村立図書館の取組】

湯浅町立図書館	1
---------	---

【小・中学校の取組】

海南市立日方小学校	2
日高川町立中津中学校	3

【高等学校・特別支援学校の取組】

県立箕島高等学校	4
県立きのかわ支援学校	5

【特色ある取組】

有田川町立金屋図書館	6
------------	---

参考資料

1	各市町村における「読書活動推進計画」の策定状況等	1
2	県・市町村立図書館施設一覧	2
3	都道府県別図書館設置率	3
4	子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ	4
5	子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)	5
6	子どもの読書活動の推進に関する法律	6
7	学校図書館法	8
8	学習指導要領における学校図書館の位置付け(抜粋)	12
9	和歌山県こどもの読書活動推進に係る協議会委員名簿	14

はじめに

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、未来を担う子どもたちのために、社会全体で積極的に読書環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としています。

国は、平成14年8月に全てのこどもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、その後、おおむね5年ごとに基本計画を変更し、平成30年4月に第四次、令和5年3月に第五次計画を策定し、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んでいます。

第四次基本計画期間中の令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）では、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することが目標とされており、本県でも令和5年4月から「和歌山県読書バリアフリー推進計画」を施行しています。また、令和4年1月に発表された第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（以下「第6次学校図書館計画」という。）では、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付文部省初等中等教育局長決定）の達成が求められています。

本県では、推進法第9条第1項の規定に基づき、平成16年度から5年ごとの推進期間を定め、「和歌山県こどもの読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、こどもの読書環境を充実させる取組を進めてきました。国が第五次基本計画を策定したことを受け、本県でも、第四次計画期間中における成果と課題やこどもを取り巻く環境の変化を踏まえ、今後、おおむね5年間（令和6年度～令和10年度）の取組となる「和歌山県こどもの読書活動推進計画（第五次）」を新たに策定しました。

本推進計画は、「和歌山県長期総合計画」、「和歌山県教育振興基本計画」及び「和歌山県読書バリアフリー推進計画」を踏まえ、こどもの読書活動に関する意義を普及するとともに、読書環境を整備し、家庭・地域・学校等の社会全体でこどもの自主的な読書活動の推進を図るための基本方針や方策について示したものです。

県民の皆様には、この計画の示す基本方針や方策について、御理解と積極的な参画をお願いします。

第1章 本推進計画策定に当たって

1 第四次推進計画期間における成果と課題

(1) 家庭におけるこどもの読書活動の推進

県教育委員会では、こどもの発達段階、興味・関心に応じて、周囲の大人と一緒に読書に親しめるように具体例を記載したリーフレットを作成し、各市町村教育委員会、公立図書館（室）、県立学校、保健センター等に配付しました。小・中学校に対しては、1人1台端末に対応したデータ入力・紙での記入に対応した「きいちゃん読書手帳」を作成し、配付しました。配付先では、読んだ本の記録、同じ作家の本の検索、読んだ本の紹介等に利用されています。

また、読書への関心を高め、啓発するために「キャッチフレーズ」を募集し、優秀作品を選定しました。（令和4年度：入賞作22点、応募数1,424点）

さらに、令和3年度からこどもだけでなく、全ての世代が読書に親しみ、本とおして人と繋がる良さを伝えるための読書推進フォーラムを開催しています。

その他にも本に触れる機会を設ける取組として、県立工業高等学校や県立特別支援学校の生徒が製作したリサイクル図書用書架を不特定多数の人が利用する市町村の公民館や駅構内、こどもたちが利用する学童保育所等に設置しました。

【読書推進フォーラム】



【リサイクル図書用書架贈呈式】



県立図書館では、保護者を対象に乳幼児期からの絵本や物語の必要性を伝えるとともに、家庭での読み聞かせの方法等の講座を実施しました。

市町村においては、乳幼児健診等の機会を利用し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡すブックスタートに取り組んでおり、読書に親しむきっかけづくりとなっています。また、家族みんなで読書をする事で家族のコミュニケーションを深めることを目的とした家読（うちどく）に取り組んでいる市町もあり、各地域の実態に合わせた形で活動が展開されています。

(2) 地域におけるこどもの読書活動の推進

① 県立図書館における取組

ア 読書活動に関する情報提供

図書の貸出の利便性を図るため、県立図書館のホームページにおいて図書の検索・予約サービスや県内協力貸出注1等の情報を提供しました。また、引き続き「中高生読書まつり」として、ビブリオバトル注2とPOP注3コンクールを実施しました。

さらに、県立図書館の司書が選んだ小・中学生にお薦めの本のリスト「読んでみようよこんな本」を令和2年度に更新し、ホームページで公開しました。

ビブリオバトル参加者数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,154人	792人	1,019人	1,271人

POPコンクール出展数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
573点	655点	541点	929点

【中高生読書まつり】

【ビブリオバトル】



注1 県立図書館の所蔵資料を市町村立図書館（室）で借りることができるサービス

注2 本を紹介するコミュニケーションゲーム（知的書評合戦）

5分間で本を紹介し、聞いた人たちが読みたくなった本に投票し、最もたくさんの票を集めた本が「チャンプ本」となる。「人を通して本を知る。本を通して人を知る。」をキャッチコピーに日本全国に広がってきている。

注3 本を読みたい気持ちにさせる文章やイラストで表現したカード

ビブリオバトルについては、地域大会を開催する市町村が増えるとともに、参加者数も大幅に増えていますが、地域大会の取組の差が拡大しているため、今後、全ての市町村で実施できるよう、公立図書館司書や学校司書、教員等と連携し、取組を推進する必要があります。

POP コンクールについても、学年単位で取り組む学校もあり、出展数が増加しています。

イ 市町村立図書館（室）や関係機関・団体との連携・協力

協力貸出の利用には地域差があり、利用の少ない地域に制度の周知を行い、継続的な利用を促していく必要があります。

また、市町村立図書館（室）の活動支援として、初任者研修の開催や訪問による運営相談及び情報の収集や提供を行いました。初任者研修では、障害者サービス等に関する内容も取り扱いました。さらに、「出張講座注4」を行うことで、こどもの読書に関わる様々な立場の関係者の要請に広く応えました。

市町村立図書館(室)への県内協力貸出冊数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
12,272 冊	13,002 冊	13,931 冊	14,103 冊

出張講座の開催回数等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	35 回	7 回	28 回	44 回
参加者数	1,160 人	250 人	503 人	1,576 人

県立の社会教育施設 5 館（近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘、自然博物館、図書館）が連携して、各館の催しに関連のある図書の展示や合同でイベントを開催すること等で、啓発に努めました。

注4 絵本の読み聞かせ・ブックトーク・ビブリオバトルの仕方、紙芝居の作り方・演じ方、本の整理や修理の仕方、絵本や読書についての講習会など、県立図書館司書が行う専門性を生かした講座

対象は、幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校等の教職員、保育士、保護者、保育所児・幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生、地域ボランティア、市町村職員

5館での連携展示内容

	連携先	内容
令和元年度	近代美術館	「ニューヨーク・アートシーン」
令和2年度	県立博物館	「文化人としての喜多村進」

ウ 学校図書館との連携・協力

学校図書館への支援として、「団体貸出^{注5}」や「学校等協力貸出^{注6}」、「セット貸出^{注7}」等を引き続き行い、学校図書館の蔵書充実の支援に努めました。

また、これらの貸出支援について、学校等にチラシを配布し周知しましたが、利用の拡大のため、用途に合わせた提案や継続して制度内容の周知を図っていく必要があります。

セット貸出については、教科書の改訂や学校図書館のニーズに応じてセットの本を定期的に見直すことが必要です。

団体貸出冊数(セット貸出含む)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
16,951冊	13,972冊	15,815冊	13,394冊

学校等協力貸出冊数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6,836冊	5,478冊	6,018冊	5,132冊

エ 資料及びバリアフリーサービスの充実

こどもや保護者、関係機関・団体等の幅広いニーズに応えるため、大型絵本や紙芝居、ヤングアダルト資料を含む児童書の充実に努めました。令和5年4月1日時点の児童書冊数は320,937冊です。

また、障害のあるこどもへの支援として、令和4年度末時点で2,304タイトルのバリアフリー図書(LLブック^{注8}・デイジー(DAISY)図書^{注9}・布絵本

注5 市町村立図書館(室)に1,000冊以内、学校・家庭文庫等に500冊以内を1年間貸し出すサービス

注6 学校・ボランティア団体等に40冊以内30日間貸し出すサービス

注7 団体貸出のうち、「戦争・平和」「防災」など、テーマごとに選定した本を5セットまでまとめて貸し出すサービス(令和2年度にセットの内容を見直した。)

注8 スウェーデン語のLattlastの略語「わかりやすく読みやすい本」のこと
写真や絵が多く分かりやすい文章で書かれた本

注9 デイジー(DAISY)は、「Digital Accessible Information System」アクセシブル

等)を整備し、それらをホームページで検索できるようにするとともに、毎年12月の障害者週間に合わせて、バリアフリー図書の展示「みんなでいっしょに楽しむ読書」を実施しています。

さらに、「視覚障害者等用データ送信サービス注10」と「サピエ図書館注11」の利用サービスを開始し、デイジー図書などのデータをCD-RWにダウンロードして貸し出すことが可能になりました。今後サービスを必要とする方への周知と利用促進を図っていく必要があります。

なお、設備面では、点字ブロックの増設やヒアリンググループ注12の設置を行い、誰もが利用しやすい環境整備に努めました。

【バリアフリー図書展示】



【ヒアリンググループ】



オ 児童生徒へのサービスの充実

読書ボランティアが実施する「おはなし会」では、こどもたちの読書活動への支援を行っています。また、乳幼児とその保護者を対象として、季節に合わせた絵本や紙芝居を選書し、「季節のおはなし会」を開催しました。(4回/年)

(※令和2年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響

な情報システムの略。国際標準規格で作られたデジタル録音図書で、「デイジー(DAISY)図書」の中には、音声だけでなく、テキストや画像が見られる電子図書の「マルチメディアデイジー図書」もある(以下「デイジー図書」という。)

注10 国立国会図書館が各機関から収集した視覚障害者等用データと、国立国会図書館が製作した視覚障害者等用データをインターネット経由で送信するサービス

注11 点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベース

注12 難聴者の聞こえを支援する装置で、補聴器・人工内耳を使用されている方が音声をはっきり聴き取ることができる。

響により人数を制限して実施)

おはなし会の参加者数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
75組	27組	20組	26組

その他、親子でも参加できる図書館ウォッチング^{注13}、手づくり紙芝居コンクールといった子どもが参加できるイベントを実施しました。イベントについては、SNSも活用し、広く情報を発信していく必要があります。

カ 図書館評価の実施

毎年、図書館評価委員会を開催し、図書館評価の中で、図書館イベントの参加者数や出張講座の回数等、こどもの読書についての項目も設定し、その結果をホームページで公開しました。

② 市町村立図書館（室）における取組

県内の市町村立図書館の設置率は60%です。市においては100%、町村では42.9%となっています。全国平均と比較して設置率が低い状況が続いていますが、図書館未設置の町村においても、ビブリオバトルの開催や新たに司書職員を採用するなど、読書活動の推進に努めている町村があります。

図書館設置の市町独自の取組として、図書館や本のことを子ども自身が学び、専門的な知識を得た上で学校や家庭等で読書の楽しさを伝える「子ども司書」の育成等やGIGAスクール構想によって1人1台端末が配付された小・中学生に対して一律で利用者IDを発行することで電子図書館サービスの利用を促している市町もあります。

また、県と連携し、国の「読書活動推進事業」を受託している町では、給食の時間にボランティアが製作した読み聞かせの朗読CDを放送する取組や登校に不安のある子どもとその保護者に対して電子書籍等を通じたアプローチを行う等の読書活動支援とコミュニケーションを図る取組等を実施しています。

その他にも市町村立図書館（室）では、子どもが本に親しむきっかけとなる「おはなし会」が定期的で開催されています。また、ホームページの開設、図書館だよりの配布やSNS等を活用し、図書館イベント等の情報を積極的に提供している図書館（室）もあり、情報発信の充実を図っています。

なお、近年、和歌山市民図書館、海南市立海南図書館、湯浅町立図書館、新宮市立図書館は複合施設として新館移転し、子育て世代へのサービス拡充を図る

注13 子どもが普段入ることのできない書庫の見学や司書の仕事を体験する取組

とともに、市民交流の場ともなっています。

(3) 学校等におけるこどもの読書活動の推進

① 幼稚園・保育所・認定こども園等

県教育委員会では、幼稚園・保育所・認定こども園関係職員合同研修や幼稚園等新規採用教員研修において、「絵本の読み聞かせ」等をテーマにした研修や「家庭教育サポートブック」を用いた研修を実施しました。

また、幼児教育アドバイザーが幼稚園・保育所・認定こども園（以下、「園（所）」という。）を支援訪問する際に、保育参観や園内環境等への指導助言において、機会を捉えた本棚の整備や読み聞かせ等に関して保育者に話を行いました。

② 小・中・高等学校・特別支援学校等

ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

(ア) 読書習慣について

小・中学校等においては、「令和4年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査」（文部科学省）によると、学校の授業時間以外に普段（月曜日～金曜日）1日当たり全く読書をしない（電子書籍含む）児童生徒の割合は、別表のとおりとなっています。小・中学校ともに平成30年度の調査と比較して、不読率は上昇しています。これは本県に限ったことではなく、全国的に見ても不読率は上昇しています。この結果は、新型コロナウイルス感染症の影響のため実施した全国一斉臨時休業が、小学校低学年や中学校進学直後の学年の読書習慣の形成に影響を与えたものだと分析されています。学校が再開してからも、学校図書館の利用において3密を避けるために利用スケジュールを調整したり、館内での閲覧を中止したりし、貸出のみにするなど、学校図書館の利用が制限されました。それに伴い、図書に関するビブリオバトルなどのイベント等も縮小され、児童生徒が楽しんで読書をする環境が少なくなったため、読書をする習慣を形成することが難しかったと考えられます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなれば不読率も元の状態に戻るという楽観的な想定を行うのではなく、積極的にこどもたちの読書習慣の形成に繋がるように各市町村における効果的な読書活動の取組を県内全体に広めていくことが重要だと考えます。

また、中学校においては、不読率が小学校よりも高く、小学校から中学校に進むに従い、読書離れの傾向が見られます。

高等学校においては、「第67回学校読書調査」（全国学校図書館協議会）によると、1か月間に1冊も本を読まなかった不読者の割合が、近年は全

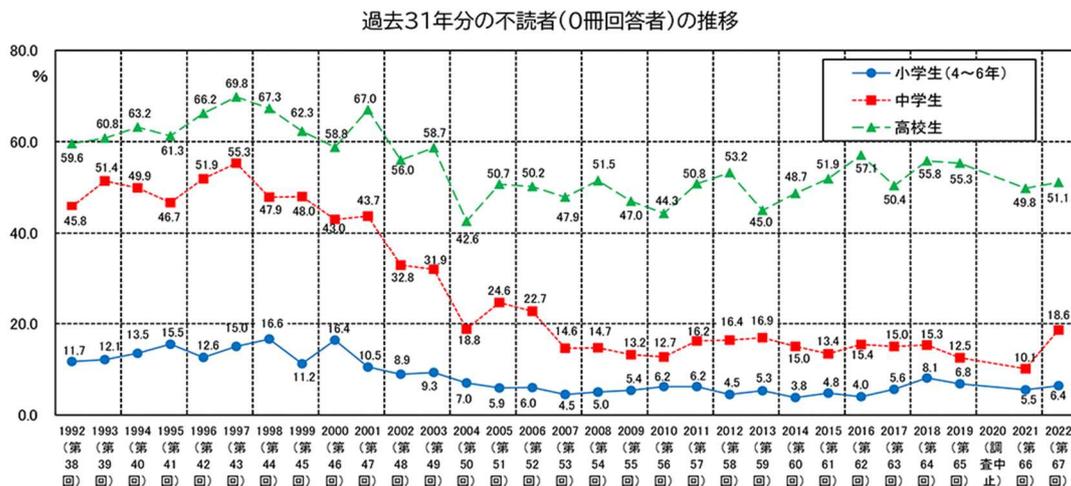
国平均 50%前後で推移しています。令和 4 年度は、51.1%となっており、同調査の小中学生と比較して高校生の読書離れが顕著となっています。一斉読書を実施している小・中学生と比較して受動的な環境が少ない高校生の不読率を改善するためには、小・中学校のうちに読書を習慣化することや自身がきっかけを逃さず、積極的に読書を行う意識を持つことが必要であると考えられます。

特別支援学校においても、教員、地域のボランティア団体、近隣の高校生による読み聞かせ等を通して、図書に親しむ機会を設けています。引き続き、こどもの発達段階や障害特性に応じた工夫を図る取組が必要です。

学校の授業時間以外に1日当たり全く読書をしない児童生徒の割合 「全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査」(文部科学省)

		平成 30 年度	令和 4 年度
小学校	(県)	19.6%	25.6%
	(全国)	18.7%	26.1%
中学校	(県)	40.8%	45.7%
	(全国)	32.9%	38.9%

1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の全国の割合 「第 67 回学校読書調査」(全国学校図書館協議会)



(イ) 一斉読書活動等について

「令和 2 年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によると、一斉読書をしている割合は、県内小・中学校では、前回調査(平成 28 年度)と比較して、若干減少しています。

高等学校では、前回調査(平成 28 年度)と比較して、若干増加してい

ることから、今後も LHR や総合的な探究の時間と連動させた読書活動を各学校や生徒の実態に合わせて推進します。

また、学校図書館の行事やイベントを充実させるとともに、修学旅行等の学校行事に合わせた図書の展示等を行うなどの環境づくりや、自己の興味に応じた読書ができるような働きかけが必要です。

一斉読書活動を実施している学校の割合

「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

		平成 28 年度	令和 2 年度
小学校	(県)	90.5%	87.0%
	(全国)	97.1%	90.5%
中学校	(県)	81.8%	81.0%
	(全国)	88.5%	85.9%
高等学校	(県)	28.6%	32.4%
	(全国)	42.7%	39.0%

イ 障害のあるこどもの読書活動の推進

これまで、学校司書や司書教諭等を対象とした研修会を通して、LLブックやマルチメディアデージー等の紹介を行いました。特別支援学校に関しては、バリアフリー絵本や拡大読書器等の活用の他、地域と連携した絵本の読み聞かせの実施や近隣の公立図書館と連携して図書の充実を図るなど、障害のあるこどもたちが読書活動に親しむ環境づくりを行っています。

障害のある児童生徒は特別支援学校、特別支援学級だけではなく、通常の学級にも在籍していることを踏まえ、障害の状態や特性等に応じた図書や環境整備の在り方等について、小・中学校等にも周知する必要があります。

県教育委員会では、令和 5 年 4 月から令和 10 年 3 月までの 5 年間を計画期間とした和歌山県読書バリアフリー推進計画を策定しており、視覚障害者等に対する読書環境の整備を行います。

ウ 家庭・地域の連携による読書活動の推進

「きのくにコミュニティスクール^{注14}」の取組の一つとして、地域ボランティアや保護者による本の読み聞かせを実施しているところもあります。引き続き、定期的に本の読み聞かせを行うとともに、学校図書館の環境整備につ

注 1 4 学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）と地域や家庭との連携・協働により、社会総掛かりで教育を実現する仕組み

いても、学校と地域が協働して取り組む必要があります。

そこで、図書の修繕や分類方法等のスキルを身に付けることを目的とした「地域人材養成講座」を依頼に応じて開催しています。

保護者や地域住民によるボランティア活動の実施率

「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

		平成 28 年度	令和 2 年度
小学校	(県)	57.6%	65.0%
	(全国)	81.4%	78.7%
中学校	(県)	16.5%	18.1%
	(全国)	30.0%	27.9%

県教育委員会では、平成 20 年度から「リサイクル図書寄贈ボランティア活動」を実施しています。学校図書館の蔵書の充実を目指し、家庭で読まなくなった本を近隣の小・中・義務教育学校・特別支援学校に寄贈していただく活動で、「県民の友」や県教育委員会のホームページで呼びかけています。図書寄贈冊数は、増加傾向ですが、市町村によっては、図書の寄贈が全くない学校もあるため、周知方法の工夫が必要です。

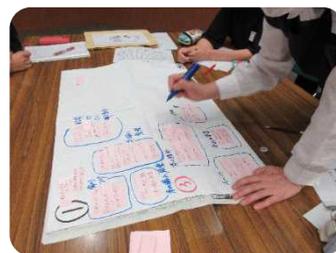
リサイクル図書寄贈ボランティア活動寄贈冊数

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
2,283 冊	4,160 冊	2,472 冊	2,618 冊

エ 学校図書館の機能強化に向けた研修会の充実

県教育委員会では、県内の小・中学校等の学校図書館担当教員等を対象に、「今求められている学力観を踏まえた学校図書館の有用性について」をテーマに研修を実施し、さらに効果的に学校図書館を活用できるように研修の中で活用実践紹介や演習、協議等も行っています。

また、学校司書等を対象に、「これから求められる図書館」として、学校図書館機能を活用するための整備方法や、学校図書館に備えておく図書や資料の選書等について、演習や協議等を含めた研修も行っています。



オ 学校図書館の資料及び設備の整備・充実

(ア) 学校図書館図書標準の達成状況について

「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によると、学校図書館図書標準の達成率は、別表のとおりで、小・中学校ともに全国平均より低い状況です。

学校図書館図書標準達成率		平成28年度	令和2年度
小学校	(県)	67.5%	57.6%
	(全国)	66.4%	71.2%
中学校	(県)	47.9%	45.7%
	(全国)	55.3%	61.1%

また、学校図書館に複数の新聞が配備されている割合は、別表のとおりで、小・中学校ともに全国平均より低く、新聞を活用した学習を行うための環境が十分に整備されていない状況です。

学校図書館への新聞配備率		平成28年度	令和2年度
小学校	(県)	22.6%	39.0%
	(全国)	41.1%	56.9%
中学校	(県)	28.1%	47.4%
	(全国)	37.7%	56.8%

(イ) 学校図書館の蔵書データベース化の状況について

県内の学校図書館において蔵書情報をデータベース化し、検索が可能な学校は、別表のとおりで、高等学校においては、全国平均を上回っていますが、小・中学校において、全国平均より低い状態にあります。

学校図書館の蔵書データベース化率		平成28年度	令和2年度
小学校	(県)	40.3%	56.3%
	(全国)	73.9%	80.5%
中学校	(県)	47.9%	63.8%
	(全国)	72.7%	79.3%
高等学校	(県)	91.4%	97.1%
	(全国)	91.3%	92.2%

(ウ) 情報メディア機器の整備状況について

学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活

用できる情報メディア機器を整備している県内学校図書館の割合は、別表のとおりで、いずれにおいても全国平均より低い状況にあります。

学校図書館情報機器整備率		平成 28 年度	令和 2 年度
小学校	(県)	16.5%	13.4%
	(全国)	23.2%	20.4%
中学校	(県)	16.5%	10.3%
	(全国)	20.7%	19.5%
高等学校	(県)	48.6%	47.1%
	(全国)	52.2%	49.8%

学校図書館の資料及び設備の整備・充実を図るために「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」の3機能としての整備方法や、図書、資料等の選書・廃棄についての研修を行いました。加えて、新聞や電子資料等も調べ学習等で効果的に活用するよう促してきました。

また、読書を習慣化させるために、児童生徒が目に触れやすい玄関等に推薦図書コーナーを設けている学校もあります。学校と地域が連携し、児童生徒が作製したPOPを地域の図書館に展示することで、積極的に図書館を訪れるようになる等、本の魅力を伝えることに取り組んでいる学校もありました。読み聞かせやブックトーク、目標とする読書量の設定等の読書活動の取組が学校司書等を中心として進んできています。

しかしながら、学校図書館の整備・充実は進んではきているものの、まだまだ十分とは言えない状況です。児童生徒の読書の幅を広げることだけでなく、各教科等においてどのような種類の図書が必要なのかを把握し、学校司書と司書教諭等と一緒にあって体制を整備していく必要があります。

カ 学校図書館の人的配置の推進

専ら学校図書館の職務に従事する職員である学校司書については、県内の公立小・中学校等において、平成 25 年度から配置を開始しており、徐々に配置が進んでいます。しかし、令和 2 年度の学校司書の配置率は、小・中学校等において、全国平均を下回っています。県立高等学校においては、全ての学校に配置されており、全国平均を上回っています。

国は、令和 4 年 1 月に発表した「第 6 次学校図書館計画」において、新たに学校司書の配置の拡充を位置付け、地方交付税交付措置を講じました。

こうした措置の趣旨に鑑み、県教育委員会では、今後ますます学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、市町村に対し

学校司書の配置を促す必要があります。

また、司書教諭については、12 学級以上の学級を有する県内の公立小・中学校等の全てに配置されていますが、11 学級以下の学校においても、司書教諭が配置されるよう促す必要があります。

(4) 県民の読書活動に対する支援

県教育委員会では、令和3年度から「読書推進フォーラム」を開催しています。フォーラムでは、こどもも含めた全ての世代を対象に、フリーアナウンサー、絵本作家、言語学者等の講演や県内の読書推進に関わる人の意見をもとに考えるシンポジウム等を行っています。読書が好きな人や読書に興味がある人には御参加いただき、好評を得ていますが、読書をしない人や読書に興味がない人に対して、どのように読書の魅力を伝えていくかが今後の課題だと考えています。

また、県立図書館では、ボランティア等への団体貸出や出張講座の実施に加え、各団体の勉強会や研修会の場を提供しました。

(5) 啓発・広報等の推進

市町村における「こどもの読書活動推進計画」の策定状況については、令和4年度末現在、市においては 88.8%（全国平均 96.6%）、町村においては 47.6%（全国平均 78.6%）で、全国平均を下回っています。推進計画の未策定市町村については、図書館が設置されていないことや人員不足といった理由が多く、今後の課題となっています。

令和3年度には、学校図書館の重要性を広く県民に理解してもらうため、県教育委員会広報番組「はばたく紀の国」において、学校司書と学校図書館ボランティアの協力による優れた実践事例を紹介するとともに、制作した映像を学校図書館ボランティア等の研修会で活用し、啓発に努めました。さらに、和歌山県教育センター学びの丘のホームページに学校図書館を活用した取組事例を掲載するなど、広く情報提供しました。

県立図書館では、イベント情報等をホームページに掲載し、県民に情報提供を行いました。また、「県民の友」、「輝く！紀の国の教育」への掲載や館内での案内等により、こどもの読書に関わる図書館イベント等の広報に努めました。

2 第四次計画における数値目標

項目		現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 5 年度)	実績値 (令和 4 年度)
①学校の授業時間以外に 1日当たり全く読書をし ない児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調 査)	小学校	19.6%	10.0%	25.6%
	中学校	40.8%	20.0%	45.7%
②学校司書の配置状況		20 市町	全市町村	26 市町
③小・中学校の学校図書 館の昼休みと放課後の 開館率	小学校	昼休み 86.0%※ 放課後 47.9%※	100%	昼休み 86.4% 放課後 45.4%
	中学校	昼休み 89.9%※ 放課後 37.8%※	100%	昼休み 81.1% 放課後 30.6%
④市町村における「こど もの読書活動推進計 画」の策定率	市	88.8%	100%	88.8%
	町村	43.8%	70.0%	47.6%
⑤公立図書館における中高 生向け図書コーナーの設 置状況		12 市町 (18 市町中)	18 市町 (18 市町中)	15 市町 (18 市町中)
⑥「中高生読書まつり」の 参加者数及び出展数	ビブリオ	829 人	1,000 人	1,271 人
	POP	890 点	1,000 人	929 点

※平成 30 年度

①については、前述のとおり、本県に関わらず、新型コロナウイルス感染症の影響のため実施した全国一斉臨時休業から学校図書館も閉館等になり、アクセスがしにくい状況が影響を与えたと考えられます。

県教育委員会では、自分の好きな本のジャンルがわかったり、読書の新たな楽しさを発見できたりするよう、1人1台端末でも使用できる「きいちゃん読書手帳」を作成、周知しました。また、各小学校における読書活動の活性化を図るために多くの本を読んだ学校を表彰する「きのくに読書活動実践校表彰」等を行い、読書を楽しむきっかけづくりとなるよう、読書活動の推進に取り組みました。その結果、一時よりは回復傾向にあります。

②については、各市町で予算を確保いただき、学校司書の配置は進んでいます。しかし、目標としている全市町村への配置とまでは至っていないのが現状です。各市町村に学校司書の役割や有用性を伝え、配置・拡充を促しています。

③については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、正常値とは言い難いです。学校図書館が教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々との関わりを持ったりすることができる「心の居場所」ともなるように各市町村に人材の確保の必要性を促しています。

④については、計画を策定済みではあるが、改訂を行っていない市町もあります。未策定市町村及び未改訂市町について、今後も計画策定等に係る働きかけや助言を行う必要があります。

⑤については、設置市町が増えていますが、目標には届いていない状況です。

⑥については、参加者数、出展数ともに増加傾向にありますが、出展数は年度により増減があるため、継続的な広報が必要です。

以上のような第四次計画期間中の成果や課題を踏まえ、引き続き継続していく取組と新たに力を入れる部分を整理した上で、第五次計画における新たな数値目標を決定しました。

第2章 基本方針及び推進体制

1 基本方針

国の基本方針である「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書環境の推進」と本県の第四次推進計画期間における成果と課題を踏まえ、こどもの読書活動推進を目指し、次の4点を基本方針として取り組みます。

(1) 多様なこどものニーズに対応した取組の推進

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加しています。また、日本語を母語としない児童生徒、特定の分野に特異な才能のある児童生徒、相対的貧困状態にある児童生徒等も一定程度存在しています。そのため、多様なこどものニーズに応じて、全てのこどもの可能性を引き出すための読書環境を整備することが求められています。

県教育委員会では、令和5年4月から和歌山県読書バリアフリー推進計画を施行しており、県立図書館では、令和4年度末時点で2,304タイトルのバリアフリー書籍を整備していますが、当該計画も踏まえた上で、さらに充実させる必要があります。

(2) こどもが読書に親しむための環境の充実

家庭において、こどもが本と出会い、本に親しむ環境をつくるためには、大人による読み聞かせ等をとおしてこどもが本と親しむ場を積極的に提供していく必要があります。こどもがそれぞれに好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動が行えるようアンケート等の様々な方法でこどもの意見を聴取する機会を確保し、多様なこどもの意見を取組に反映させる等、こどもの視点に立った読書活動を推進します。

公立図書館においては、こどもや保護者が本に関心をもち、親しむ機会を多く持てるよう、読書環境を整備することが求められています。

学校においては、学校図書館に関するオリエンテーション等を積極的に行い、「読書センター」及び「学習・情報センター」として機能させることで、学校教育の中核としての役割を果たす必要があります。

(3) こどもの読書に関わる人の育成

こどもが本と出会い、本の楽しみを知るためには、こどもと本を繋ぐ人の役割が大変重要です。

そのため、専門性を持った人材による図書館資料の選書や図書館環境の整備、読み聞かせ会等の読書活動を推進する取組を行うことが求められ、公立図書館においては司書及び司書補、学校図書館においては学校司書及び司書教諭の配置が

望まれます。

さらに、保護者への読み聞かせ等の大切さについての理解促進、教職員やボランティア等への研修会等を通じた資質向上に取り組む必要があります。

(4) こどもの読書環境のデジタル化推進

学校においては、GIGA スクール構想の進展によって、個別最適な学びの一体的な充実が図られています。

図書館を含む社会教育施設では、デジタル技術を活用することで、地域の教育力や国民のデジタルリテラシー向上に貢献していくことが求められています。

このような状況を踏まえて、こどもたちの発達段階等に配慮しながら、多様なこどもたちの読書機会を確保するため電子書籍等を整備し、学校図書館や公立図書館のデジタルトランスフォーメーションを進める必要があります。

2 推進体制

こどもの読書活動を効果的に推進するためには、家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組が必要です。それぞれが担うべき役割を果たすとともに、こどもの読書活動に関わる様々な関係機関等が連携し、相互に協力しながら継続的にこどもの読書活動を推進していく体制を整備することが求められます。

(1) 県における取組

県教育委員会のみならず、知事部局と連携することに加え、学校・図書館（室）・民間団体等関係者との連携・協力によって、横断的な取組が行われる体制を整備するよう努めます。

(2) 市町村との連携・協力

県と市町村がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携・協力体制の強化に努めます。

県教育委員会では、各市町村において、地域の実情に応じて実施している様々なこどもの読書活動に関する情報を他市町村に提供し、市町村相互の連携・協力体制が積極的に推進されるよう支援を行います。

さらに、市町村と協力し、既に実施しているリサイクル図書用書架の設置の趣旨のようにこどもたちだけでなく大人も含めて、日常の何気ない時間や待ち時間等に気軽に本を手にとれる環境づくりを進めていきます。

その上で、図書館未設置町村に対しては、図書館が果たす役割の重要性について認識を深めてもらうための助言等を行い、図書館設置の機運を醸成し、その整備を促します。図書館設置市町に対しては、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）に基づき、児童・青少年の利用を促進するための専用スペースの確保や、児童・青少年、乳幼児とその

保護者に対するサービス等の充実に努めるよう促します。

また、こどもの読書活動推進計画の未策定の市町村に対して、各市町村の実情を踏まえながら、地域の特性を生かしたこども読書活動を推進する計画を策定するよう引き続き働きかけます。

県立図書館では、訪問による相談の機会を設け、図書の貸出やこどもの読書活動を推進するための情報提供を行い、一層の支援を行います。

(3) 民間団体との連携・協力

民間団体が主体性を持ちつつ、それぞれの団体の活動内容が充実するとともに、相互の連携・協力が図られるように支援します。

3 数値目標

項 目		現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
①学校の授業時間以外に1日当たり全く読書をしない児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校	24.5%	10.0%
	中学校	36.8%	20.0%
②読書好きなこどもの割合	小学校	73.6%	80.0%
	中学校	61.1%	70.0%
③市町村における「こどもの読書活動推進計画」の策定率	市	88.8%※	100%
	町村	47.6%※	70.0%
④公立図書館における中高生向け図書コーナーの設置状況		15 市町※ (18 市町中)	18 市町 (18 市町中)
⑤「中高生読書まつり」の参加者数及び 出展数	ビブリオ	1,257 人	1,400 人
	POP	603 点	1,000 点

※令和 4 年度

第3章 こどもの読書活動推進のための方策

1 家庭におけるこどもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

家庭は、こどもの生活の基本の場であり、こどもが本と初めて出合う場でもあります。こどもの読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものです。時代による家庭環境の変化はありますが、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が中心となり環境を整えることが大切です。そのため、こどもの発達段階に応じて、読み聞かせやこどもと一緒に本を読むこと、図書館を利用すること等によって、工夫してこどもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。

(2) 家庭における読書を支援する取組

市町村では、教育委員会、図書館（室）、保健所、保健センター、ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力してブックスタート^{注15}に取り組んでいます。ブックスタートは、こどもと保護者が絵本を介した心のふれあいを目的としています。これを出発点とし、こどもの発達段階や興味・関心に応じた働きかけを行うことで、こどもの生活の中に読書が位置付けられ、保護者も一緒になって読書に親しむことができると考えます。各市町村で取り組まれている「家読（うちどく）」においても、こどもを中心に家族で同じ本を読むことで、こどもと保護者が本を媒体として相互理解を深め、読書習慣を身につけるきっかけになります。

また、県教育委員会では、ブックスタートから就学までの間の支援として、幼稚園・こども園 PTA 連合会総会等で、こどもの発達段階、興味・関心に応じて、周囲の大人が一緒になって読書に親しめるように具体例を記載したリーフレットを配布し、保護者に対して読書の意識づけを行います。

その他にも、県教育委員会が主催する家庭教育支援に関する講座等において、県内の家庭教育支援チームが取り組む絵本の読み聞かせ、親子参加型の図書館探検、ブックスタートやセカンドブックの取組等の様々な情報を提供することにより、各市町村の家庭教育支援の一環として読書活動の推進が位置付けられるよう取り組みます。

2 地域におけるこどもの読書活動の推進

(1) 公立図書館（室）の役割

公立図書館（室）は、こどもにとって、多くの本の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知るとともに、調べ学習などの課題解決ができる場です。

注15 0歳児健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動

また、こどもから大人まで年齢に関わらず、その主体的な学びを生涯にわたって支える場でもあります。保護者や学校、こどもの読書活動を推進する民間団体にとっては、こどもに読んでほしい本を選び、こどもの読書について相談できる場です。

さらに、企画展示、こどもやその保護者を対象とした読み聞かせ会等を実施するとともに学校やこどもの読書活動を推進する民間団体等を対象とした講座や研修会の実施拠点としての役割や仕事と暮らしの助けになるように、蔵書検索、レファレンスサービスを通じた地域住民の課題解決の場としての役割を果たすことが求められます。

(2) 県立図書館における取組

① 読書活動に関する情報提供やインターネットサービスの充実

県立図書館では、ポスターや館内デジタルサイネージへの掲示、県の広報誌への掲載や報道機関への情報提供等により、司書やボランティア団体によるおはなし会、「子ども読書の日」に合わせた年間特別展示、「中高生読書まつり」等のイベント情報を積極的に広報します。

また、ホームページや SNS を活用してお薦めの本の紹介やイベントの案内を行うほか、団体貸出等の支援制度についても発信していきます。

さらに、インターネットサービスとして、スマートフォン等に利用券のバーコードを表示できるスマート利用券や、借りた本の履歴を保存できる機能（希望する方のみ）を追加し、利便性を高めるためのサービスを充実させていきます。

② 優良な図書の普及

県立図書館では、こども家庭審議会が児童福祉文化財として推薦している図書について、ポスター掲示等により情報提供を行います。

また、国語科教科書で紹介されている本については、常設コーナーを設けるとともに、青少年読書感想文全国コンクール（全国学校図書館協議会・毎日新聞社主催）の課題図書については、夏季期間中特別コーナーを設け、展示・貸出することや学校等と連携し、アンケート等を通して、多様なこどもたちの意見聴取の機会確保に努め、取組に反映することで、こどもの視点に立ったサービスの向上や図書の収集が行われるよう取り組みます。そのような取組により、引き続き、学校や利用者（保護者）からの要望に応じていきます。

さらに、ホームページにおいて県立図書館の司書が選んだ小・中学生にお薦めの本のリストを掲載し、定期的に更新します。

③ 市町村立図書館（室）や関係機関・団体との連携・協力

ア 市町村立図書館（室）への支援

市町村立図書館（室）は、地域における読書活動の拠点施設として、こどもにとって読書活動がより身近なものとなるよう整備していく必要があります。しかし、本県において、公立図書館が設置されているのは、令和4年度末現在、30市町村のうち18市町のみです。

県立図書館では、県内全ての地域に充実した読書サービスを提供できるよう、協力貸出等による図書への支援を行います。

また、図書館運営の相談や図書館職員研修を行い、協力貸出制度の周知や市町村立図書館（室）の職員等が地域におけるこどもの読書活動を推進するために必要な情報提供等を行うとともに、独自に実践できるよう支援を行います。

イ 図書館相互や関係機関・団体等との連携・協力

県立図書館では、県内の読書環境の充実を図るため市町村立図書館（室）、大学図書館等との連携・協力を強化するとともに、和歌山県内図書館横断検索システム^{注16}による蔵書情報の提供等、貸出サービスの充実に努めます。

また、県立社会教育施設5館（近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘、自然博物館、図書館）が引き続き積極的に連携・協力し、地域におけるこどもの読書活動を推進する事業を開催します。

さらに、こどもの読書を推進する団体等への図書の貸出や出張講座を積極的に行うとともに、ボランティア活動等の機会の提供を行います。

④ 学校図書館との連携・協力

県立図書館では、団体貸出や学校等協力貸出により学校図書館への図書の支援を行います。利用の拡大を図るため、用途に合わせた利用についての提案やチラシの配布等を行います。セット貸出では、活用の充実を図るため、ニーズ把握に努め、学習内容に応じた図書を的確に提供します。

さらに、学校図書館ボランティア等に対して、出張講座等を引き続き行うことで、こどもの読書に関わる人の育成に取り組み、学校図書館でこどもが本に親しむために環境充実の支援を行います。

⑤ 県立図書館の資料の充実

県立図書館を直接利用するこどもや保護者、こどもの読書活動を推進する団

注16 和歌山県内のWeb資料検索を提供している公立図書館・大学図書館等の蔵書を同時に検索するシステム

体、市町村立図書館（室）、学校等の求めに十分応えるための資料の整備に努めます。

こどもが読書の楽しさを知り、創造力や知的好奇心、豊かな心を育むことができるよう、児童図書やヤングアダルト図書^{注17}の計画的な収集・整備を行います。収集に当たっては、多様なこどもに対応できるよう外国語資料や各国事情に関する資料の充実を図ります。こどもの視点に留意し、中高生読書まつりで中高生が紹介した本を購入するほか、リクエスト制度^{注18}によるこどもの要望の把握に努めます。

また、こどもに対しての読み聞かせ等に活用できる大型絵本・紙芝居なども引き続き収集します。乳幼児の保護者を対象にした「子育て応援コーナー」についても、引き続き充実を図ります。

さらに、児童文学等に関する解説書や研究書、読書への興味を広げるためのブックガイドや読書案内、読み聞かせやストーリーテリングなどの手法を学ぶための資料等、児童文学研究図書を収集します。

⑥ 児童生徒へのサービスの充実

県立図書館では、「図書館ウォッチング」、「季節のおはなし会」をはじめとする司書やボランティア団体によるこどもとその保護者を対象としたおはなし会、「中高生読書まつり」や本の企画展示等の事業を実施し、こどもの図書館利用の促進と本への興味を深めるためのサービスの充実を図ります。

また、こども向けのホームページを作成して、県立図書館が行っているサービスや展示・イベントの案内、お薦めの本の紹介等を行い、本との出会いの入口となる仕組み作りを目指します。

⑦ バリアフリーサービスの充実

県立図書館では、令和5年2月に策定した和歌山県読書バリアフリー推進計画を踏まえた上で、郵送貸出、ボランティア団体と連携した対面朗読や特別貸出等のサービスの充実に努め、点字図書・LLブック・デージー図書・布絵本等の資料の提供、バリアフリー設備や機器の充実を引き続き行います。

また、読書バリアフリーに対応した読み上げ機能付き電子書籍やオーディオブック^{注19}を導入し、提供するとともに、利用の促進を図るため、ホームページやSNSを活用し、広報を行います。

さらに、日本語を母語としないこどもに向けた書籍の収集にも努め、多様な

注17 おおむね12歳から18歳のヤングアダルト読者を対象とした図書

注18 県立図書館が所蔵していない本の購入希望リクエストをすることができる制度

注19 ナレーターや声優等が書籍を朗読したものを録音した音声コンテンツ

こどもが利用しやすく、本に親しむことができる環境を整備します。

⑧ 図書館評価の実施

県立図書館の運営の改善と図書館サービスの向上を図るための項目と指標を設定し、年度毎の目標や達成度及び改善点等の公表を引き続き行います。その結果をもとに、業務の見直しを行い、利用者サービス等へ反映させます。

(3) 市町村立図書館（室）における取組

市町村立図書館（室）では、こどもだけでなく、あらゆる世代の人たちが読書の楽しさを知り、本から様々な知識を得ることができるよう、幅広い分野の本や情報を収集するとともに、地域における読書活動の中核施設として、こどもの読書活動に関する情報を発信していくことが求められます。

また、児童・青少年を対象とした読み聞かせ、ブックトークやブックリストの配布、保護者等を対象とした講座など児童・青少年の読書活動を促進するための様々な取組を実施することが望まれます。さらに、来館時に利用できるインターネットや利用者用端末（Opac）などの設備の充実を図り、それらの利用を促進することが重要です。

各地域では、ボランティアや民間団体等による地域での自主的な活動により、こどもが読書に親しむ機会が提供されています。市町村立図書館（室）は、地域でのボランティアや民間団体等の活動状況を把握し、広く情報提供するとともに、おはなし会等を開催しようとする学校や公民館等への情報提供や活動の充実に対する支援が求められます。

また、地域の学校等との連携を強化し、資料の貸出支援や図書館司書が学校等を訪問するなどの取組を積極的に行うことやアンケート等を通して、多様なこどもたちの意見聴取の機会確保に努め、取組に反映することで、こどもの視点に立ったサービスの向上や図書の収集を図ることが望まれます。さらに、司書等の専門職の配置を進めるとともに、教職員やボランティア等を対象に研修を実施していく必要があります。

図書館が身近にない地域における移動図書館の運行や地域の学校等への配本の実施、障害のあるこどもが利用しやすい環境の整備等、よりきめ細かな児童生徒へのサービス充実を図ることが望まれます。

県教育委員会及び県立図書館では、市町村のこれらの取組に対し、支援や助言、情報提供を引き続き行います。

3 学校等におけるこどもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等

① 園（所）の役割

幼稚園教育要領等に、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。」と明記され、園（所）において、絵本や物語に親しむ環境の充実が求められています。保護者以外の大人や近い年齢のこども同士の集団生活になじんでいく段階で、本に出会い、読み聞かせ等の体験をすることは、その後の心の成長や読書習慣の形成にも役立つと考えられます。

② 園（所）における取組

ア 絵本や物語に親しむ環境の充実

幼児期に絵本や物語を十分に味わうことが、その後の読書習慣を形成する上で重要であることを踏まえ、県教育委員会では、園（所）訪問時に絵本や物語に親しむことができる環境を充実させることの大切さを伝えるとともに園（所）において、保育参観等の際に幼児教育アドバイザーによる助言をとおして積極的に絵本や物語などに親しむ活動を行うよう促します。その活動の充実のため、こどもの興味や発達段階に応じた図書の選定や効果的な絵本の活用等、保育者の絵本に対する理解の促進にも努めます。

イ 保護者への啓発

幼児が絵本や物語に親しむ上で、家庭で読み聞かせ等を行うことが重要です。県教育委員会では、園（所）訪問を行った際等に読み聞かせの大切さ等を保育者に伝える機会を設け、保育者が「家庭教育サポートブック」等を活用して、保護者に啓発できるよう努めます。

(2) 小・中・高等学校・特別支援学校等

① 小・中・高等学校・特別支援学校等の役割

児童生徒の読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。学校教育法第 21 条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。また、高等学校においても、義務教育として行われる普通教育の成果をさらに発展・拡充させることとなっています。

児童生徒が、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められます。

また、学習指導要領においては、各教科等の学習を通じて言語活動を充実することが重視されており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが

求められています。

② 小・中・高等学校・特別支援学校等における取組

ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小・中・高等学校・特別支援学校等の各学校段階において、学校図書館は児童生徒が読書への興味関心や読書習慣を育む上で大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。そのため、読書の幅を広げるとともに、様々な図書に触れる機会を確保することができるように、教育活動全体を通じた読書活動を行うことが大切です。

全校一斉の読書活動等は、本を読む習慣のない児童生徒が本を手取るきっかけとなり、不読率の改善に繋がる可能性があることから、この活動を推進していくことを目指します。また、授業で使用した教材と関連させて読書をすることや「自分のお薦めの本」として紹介すること等の取組をとおして読書活動を一層充実させます。

その時に、「きいちゃん読書手帳」等に記載したものを使用し、児童生徒がどのような本を読んだのか等、読書を促すしかけとしてフィードバックすることも効果的です。

高等学校においては、読書離れが進んでいることから、小・中学校の取組を踏まえ、SNS等を活用した新着図書の紹介や図書館で行われるイベント等の情報発信に力を入れています。

校種に関わらず、校内の児童生徒の目に触れやすい場所への推薦図書コーナーの設置、児童会・生徒会活動の一環としてポスターを作成・掲示やビブリオバトル・POP作成等の取組をとおして相互に図書を紹介することで、様々な分野の図書に触れ、読書の幅を広げる機会を増やすよう促します。

また、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けることにより、国語科を中核としつつ、全ての教科等を通じて本に親しみ、読書指導を推進することが大切です。そのためには、学校司書、司書教諭や学校図書館担当教員のみならず、全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備、充実します。

さらに、県教育委員会がホームページ等で掲載している各市町村で効果的であった読書の取組事例や読書指導に関する先進的な取組事例を参考にして、教職員の意識や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。





イ ふるさと教育を通じた読書活動の推進

県教育委員会では、郷土の先人や歴史、文化等への理解を深めるとともに、ふるさとへの愛着を高め、ふるさとに貢献しようとする人を育てるため、ふるさと教育の充実に取り組んでいます。

ふるさと教育副読本「わかやま何でも帳」を中学生に1人1冊ずつ配布し、こどもたちがいつでも、どこでもふるさと和歌山のことを調べたり、教科等で活用したりできるようにしています。学校図書館にも、ふるさとに関わる資料を配置するなど、こどもたちが必要な時に活用できる環境を整備しています。

また、総合的な学習（探究）の時間や社会科の授業の中で「わかやま何でも帳」等、様々な資料を活用してふるさと教育を充実させることで、郷土の先人や歴史、文化等についてさらに深く調べたり、学んだりしようとするこどもを育て、読書活動の推進に繋げていきます。

県立図書館では、有吉佐和子、佐藤春夫、中上健次等、和歌山県出身の作家の著作や和歌山県に関する資料を郷土資料コーナーとして設置しています。さらに、郷土資料特別展示等を実施して保有する郷土資料等の活用を促進するほか、徳川家ゆかりの音楽関係資料コレクションである「南葵音楽文庫」の周知を図るため、図書館見学等の機会に文庫の紹介を行います。

ウ 障害のあるこどもの読書活動の推進

障害のあるこどもが豊かな読書活動を体験するためには、一人一人の教育的ニーズに応じた選書や読書環境を工夫することが必要です。

障害のある児童生徒は特別支援学校、特別支援学級のみならず、通常の学級にも在籍していることを踏まえ、点字図書・LLブック・デイジー図書・布絵本等の教育的ニーズに応じた図書や、パネルシアター^{注20}や ICT・支援機器

注20 白や黒の起毛した布地を張った60×100cm程度のパネル（舞台）に、不織布で作

を活用した読書活動等についての情報提供を行い、全ての学校において、一人一人に応じた読書活動を推進します。

エ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

児童生徒の読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで児童生徒の読書活動を推進することが重要です。

県教育委員会では、図書の修繕や分類方法等の体験を行う地域人材養成講座を開催することで、ボランティアや地域の方々による、学校図書館の環境整備等を中心とした支援・協力を促進します。

また、「きのくにコミュニティスクール」の仕組みを活用し、多様な経験を有する地域の人々の協力を得ることにより、学校図書館の環境整備や児童生徒への読み聞かせ等の支援がさらに充実し、児童生徒の読書に親しむ様々な取組が可能となります。

さらに、「リサイクル図書寄贈ボランティア活動」においては、引き続き、広く県民に協力を呼びかけ、寄贈実績と受入先を県教育委員会ホームページで公開し、学校図書館の蔵書の充実に努めます。

オ 異年齢交流

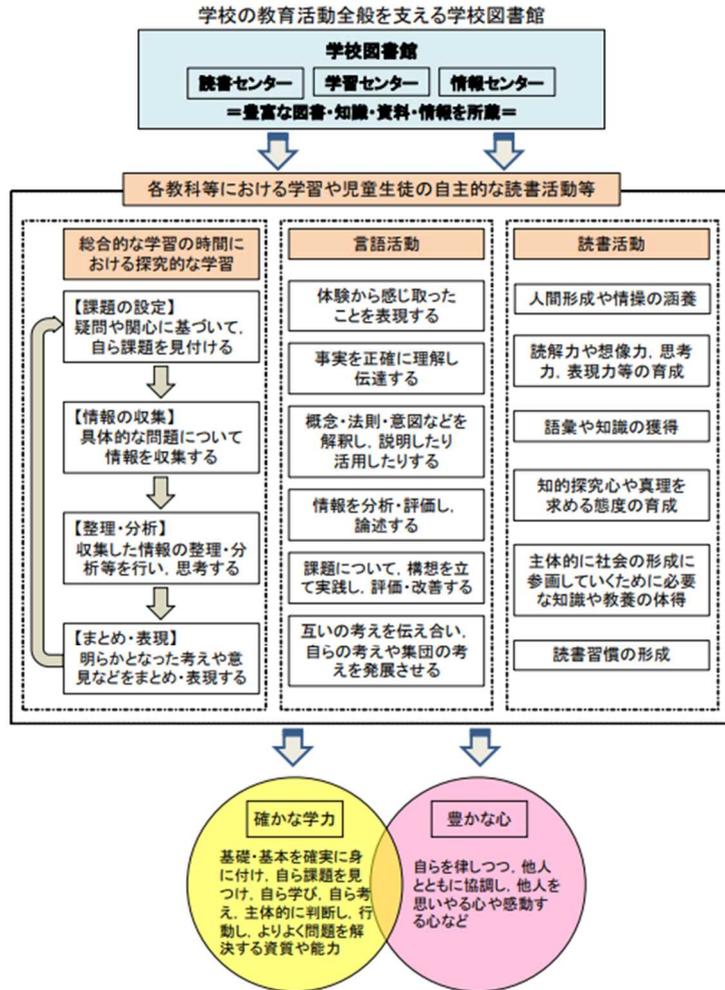
児童生徒が自身で本を読むだけでなく、近隣の幼稚園、保育所、認定こども園等を訪れ、園児に読み聞かせを行う等、活発に交流している学校もありますが、異年齢交流において、さらに児童生徒及び園児が本にふれる機会が増えるように促します。

(3) 学校図書館の機能強化

学校図書館は自由な読書活動の場や、学びの場として、こどもの成長を支える重要な拠点となっています。学校図書館は読書活動や読書指導のための「読書センター」としての機能、学習活動の支援をしたり、授業の内容を豊かにし、その理解を深めるための「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズへの対応、情報の収集・選択・活用能力の育成のための「情報センター」としての機能を有し、読書や学習の場として欠かせない場として役割の充実が求められています。特に、学習指導要領の総則では、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」と示されており、学校図書館が、学校教育の中核的な役割を果たせるよう機能の強化に努めます。

った人形や背景の絵を貼ったり外したり移動したりしながら物語を演じる人形劇

【学校図書館の利活用の意義（イメージ図）】



出典：「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」

（平成26年3月 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議）

また、こどもが主体的に学んだり、楽しんだりできるよう、こどもの視点に立った読書活動を進めるとともに、こどもの自発的な図書館の活用を支援することが求められます。このため、アンケート等を通して、こどもの意見を聴取する機会を確保するとともに、委員会活動等でこどもが学校図書館の運営に主体的に関わり、読書を広める活動を支援します。

定期的に図書の購入や除籍が適切にできているかを確認し、学校図書館内の環境を整えていくことが機能強化にも繋がります。学校図書館内だけでなく、児童生徒が気軽に読書を楽しめるために、校内のスペースを有効利用した環境整備をすることも大切です。

学校長（学校図書館長）のリーダーシップのもと、魅力ある学校図書館づくりを進めている学校は増えており、その取組が県内に広がるよう働きかけます。

さらに、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えることで、こどもへのストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題へ対応できる校内の「心の居場所」としての機能も果たすことができます。

① 学校図書館資料等の整備・充実

ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくため、そして、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動において様々な教育活動を展開していくためにも、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。

最近では、ニュースをインターネットで見る人も増えていますが、インターネットには根拠の薄い情報等もあふれているため、「メディア・リテラシー（情報を応用する能力）」を養うことが必要です。さらに、選挙権年齢及び成年年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身に付けることが、これまで以上に求められています。こうしたことから、新聞の複数紙配備に努め、新聞記事を読み比べることができる環境を整備する必要があります。

国においては、学校図書館の機能強化を図るため、令和4年度からの5年間を期間とする「第6次学校図書館計画」が新たに策定され、各学校の学校図書館資料について、情報が古くなった図書の廃棄・更新を進めるための選定基準・廃棄基準を策定した上での新たな図書等の購入促進、学校図書館への新聞複数紙配備等のための地方財政措置が講じられています。

これらのことを踏まえ、県教育委員会では、国が定める学校図書館図書標準の達成とともに、古くなった図書の更新を含む学校図書館資料の計画的な整備や新聞配備の充実を促していきます。

また、公立図書館が行っている図書の学校貸出等のサービスの積極的な利用や校外学習等を通じた施設利用の促進を図ります。

イ 学校図書館の環境の整備

学校図書館については、「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進める基盤としての役割も重要であることから、児童生徒が必要な資料を主体的に選択・収集・活用する学習活動が行えるよう、原則として日本十進分類法(NDC)により整理し、配架するなど発達の段階に応じた環境の整備に努めるよう促していきます。

ウ 学校図書館のデジタル化の推進

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化することや他校の学校図書館・公立図書館とオンライン化したりすることは、自校の蔵書のみならず、地域全体での図書の利用を促進し、多様な興味・関心に応える図書の整備が可能になります。

しかし、学校図書館の蔵書情報をデータベース化している学校は、小・中学校ともに全国平均より低い状況です。そのため、市町村における学校図書館図書情報のデータベース化を促進し、各種資料の検索や管理を行いやすい環境の充実に努めるとともに、県立学校では、学校図書館間及び公立図書館（室）とのネットワーク化にも努めます。

また、学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器を整備している県内学校図書館の割合は、いずれの校種においても全国平均より低い状況です。学校図書館のインターネット環境についても、児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく上で大きな効果があることから、整備を促進します。

GIGA スクール構想によって、1人1台端末の整備や通信ネットワーク環境の整備が進み、配布した端末を使用することで学校図書館を含む校内のどこからでも様々な情報資源にアクセスできる環境が実現しつつあります。

こうした学校図書館等のデジタル化に当たっては、こどもたちの健康に配慮しつつ、学校司書だけでなく、教員や情報技術支援員（ICT 支援員）等との連携を行い、計画的に促進します。

② 学校図書館の人的配置の促進

児童生徒の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさ、本のすばらしさを伝えたり、本を使った学習方法を教えたりすることには大人の存在が重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は一層その機能を発揮することが可能になります。学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、学校司書や司書教諭が中心となり、教職員・ボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実に努めていくことが重要です。

司書教諭については、12 学級以上の学級を有する県内の公立小・中学校等の全てに配置されていますが、11 学級以下の学校においても、司書教諭が配置されるよう促します。

また、学校図書館活動の充実に努めるためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員である学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施するとともに、学校図書館サービスの改善・充実に努めることが有効です。

学校司書の配置については、全ての市町村に配置されることを目指します。

4 民間団体の活動に対する支援

(1) 民間団体の役割

民間団体による読み聞かせやおはなし会など、地域での自主的な活動を通して、こどもが読書に親しむ機会が提供されており、今後ともその役割が期待されています。

また、民間団体が相互に連携・協力を図り、学校、地域との連携を深めていくことが必要とされています。

(2) 民間団体の活動に対する支援

県教育委員会では、民間団体等を含めた、読書活動団体のネットワークづくりや研修の機会を提供し、こどもの読書活動を推進する活動がさらに広がり充実していくよう支援します。

また、国等の助成制度について情報提供するなど、民間団体が行うこどもの読書活動、家庭文庫等の取組を支援します。

県立図書館では、出張講座のうち、主に図書館ボランティアを対象とした地域人材養成講座を開催し、読み聞かせや本の整理・修理の実践機会や活動に使用する図書の提供を行います。さらに、県内各地域の市町村立図書館（室）や学校・園（所）等で活動している保護者やこどもの読書活動を推進するボランティア団体等への貸出や自主研修の支援を行うとともに、こどもの読書に関する相談に応じます。